型式住宅部分等製造者の認証に関する公示

一般財団法人日本建築センター公示第品製98号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第33条第１項の規定により型式住宅部分等製造者の認証を行ったので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年５月28日

一般財団法人日本建築センター
理事長　松野　　仁

平成12年建設省告示第1656号第２号に掲げる規格化された型式の住宅（認証年月日：平成23年３月28日）

ミサワホーム株式会社（東京都新宿区西新宿２―４―１）

省エネルギー対策等級―等級４

P0102170402Aa001061a、P0102170402Aa001062a
P0102170402Aa001063a、P0102170402Aa001064a
P0102170402Aa001065a、P0102170402Aa002061a
P0102170402Aa002062a、P0102170402Aa002063a
P0102170402Aa002064a、P0102170402Aa002065a

省エネルギー対策等級―等級３

P0102170302Aa001061a、P0102170302Aa001062a
P0102170302Aa001063a、P0102170302Aa001064a
P0102170302Aa001065a、P0102170302Aa002061a
P0102170302Aa002062a、P0102170302Aa002063a
P0102170302Aa002064a、P0102170302Aa002065a

省エネルギー対策等級―等級２

P0102170202Aa001061a、P0102170202Aa001062a
P0102170202Aa001063a、P0102170202Aa001064a
P0102170202Aa001065a、P0102170202Aa002061a
P0102170202Aa002062a、P0102170202Aa002063a
P0102170202Aa002064a、P0102170202Aa002065a

平成12年建設省告示第1656号第２号に掲げる規格化された型式の住宅（認証年月日：平成23年12月22日）

ミサワホーム株式会社（東京都新宿区西新宿２―４―１）

耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級３

P0102010302Ab0890503、P0102010302Ab0901241
P0102010302Ab0901242、P0102010302Ab0901301
P0102010302Ab0901302、P0102010302Ab2080303

耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級２

P0102010202Ab0920501、P0102010202Ab0920502
P0102010202Ab0920541、P0102010202Ab0920542
P0102010202Ab2090303

耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級１

P0102010102Ab0961151、P0102010102Ab0961152
P0102010102Ab0961241、P0102010102Ab0961242
P0102010102Ab0961301、P0102010102Ab0961302
P0102010102Ab2100303、P0102010102Ab2100304

耐震等級（構造躯体の損傷防止）―等級３

P0102020302Ab0890503、P0102020302Ab0901241
P0102020302Ab0901242、P0102020302Ab0901301
P0102020302Ab0901302、P0102020302Ab2080303

耐震等級（構造躯体の損傷防止）―等級２

P0102020202Ab0920501、P0102020202Ab0920502
P0102020202Ab0920541、P0102020202Ab0920542
P0102020202Ab2090303

耐震等級（構造躯体の損傷防止）―等級１

P0102020102Ab0961151、P0102020102Ab0961152
P0102020102Ab0961241、P0102020102Ab0961242
P0102020102Ab0961301、P0102020102Ab0961302
P0102020102Ab2100303、P0102020102Ab2100304

耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級２

P0102030202Ab0890503、P0102030202Ab0901241
P0102030202Ab0901242、P0102030202Ab0901301
P0102030202Ab0901302、P0102030202Ab0920501
P0102030202Ab0920502、P0102030202Ab0920541
P0102030202Ab0920542、P0102030202Ab2080303
P0102030202Ab2090303

耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級１

P0102030102Ab0961151、P0102030102Ab0961152
P0102030102Ab0961241、P0102030102Ab0961242
P0102030102Ab0961301、P0102030102Ab0961302
P0102030102Ab2100303、P0102030102Ab2100304

耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級２

P0102040202Ab0890503

耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級１

P0102040102Ab2080303、P0102040102Ab2090303
P0102040102Ab2100303、P0102040102Ab2100304

省エネルギー対策等級―等級４

P0202170402Aa001061a、P0202170402Aa001062a
P0202170402Aa001063a、P0202170402Aa001064a
P0202170402Aa001065a、P0202170402Aa002061a
P0202170402Aa002062a、P0202170402Aa002063a
P0202170402Aa002064a、P0202170402Aa002065a

省エネルギー対策等級―等級３

P0202170302Aa001061a、P0202170302Aa001062a
P0202170302Aa001063a、P0202170302Aa001064a
P0202170302Aa001065a、P0202170302Aa002061a
P0202170302Aa002062a、P0202170302Aa002063a
P0202170302Aa002064a、P0202170302Aa002065a

省エネルギー対策等級―等級２

P0202170202Aa001061a、P0202170202Aa001062a
P0202170202Aa001063a、P0202170202Aa001064a
P0202170202Aa001065a、P0202170202Aa002061a
P0202170202Aa002062a、P0202170202Aa002063a
P0202170202Aa002064a、P0202170202Aa002065a

公示送達

中部広域都市計画事業美里土地区画整理事業の清算金交付通知書の送付に代える公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第１項の規定による中部広域都市計画事業美里土地区画整理事業の下記の者に対する清算金交付通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成24年５月28日

中部広域都市計画事業
美里土地区画整理事業
施行者　沖縄市
代表者　沖縄市長　東門美津子

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
沖縄市字美里479番地
川上　シズ

２　通知の内容

土地区画整理法第110条第１項の規定により中部広域都市計画事業美里土地区画整理事業の清算金の交付において定められた別紙清算金交付通知書のとおり通知します。

教示

１　審査請求について

この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

ただし、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　取消訴訟について

この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、沖縄市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において沖縄市を代表する者は、沖縄市長です。

ただし、この通知があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この通知の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、別紙清算金交付通知書は掲載を省略し、それらを沖縄県沖縄市美原３丁目１番１号　公益社団法人沖縄市シルバー人材センター敷地内に設置されている掲示板において掲示する。